

令和7・8年度 静岡県建設工事入札参加資格審査を申請される皆様へ

1 申請概要

申請の方法は電子申請によることを原則とします。

なお、共同企業体（経常）、事業協同組合は紙申請のみとなりますので御了承ください。

また、経営事項審査の結果通知書において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入欄について「無」があるが、事業所単位で加入している方、若しくは結果通知書の受領後に加入又は適用除外になった方（社会保険審査が必要な方）についても、紙申請のみとなりますので御注意ください。

2 申請の要件

申請に当たっては、下記の要件を満たしていることが必要となります。

- ①地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ②審査基準日（決算日）が令和5年6月1日以降の経営事項審査を受け、令和6年12月31日までに総合評定値通知書が発行されていること。（ただし、特別措置を希望する場合は、令和7年1月末までに経営事項審査を受けていること。）
※特別措置を希望する方は、原則電子申請で申請してください。特別措置の適用方法等は、6ページの「6その他」を御確認ください。
※特別措置を希望する方で、紙申請を希望する場合は、令和6年12月中に建設業課宛てに御相談ください。
- ③静岡県税（法人にあっては法人事業税及び法人県民税、個人にあっては個人事業税）並びに消費税及び地方消費税を完納していること
- ④暴力団及び暴力団員等と関連がないこと。
- ⑤健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に事業所単位で加入している（適用除外は除く。）こと。

電子申請

1 電子申請の概要

*申請システムは、前回申請時と同様、「ふじのくに電子申請サービス」により受け付けます。

電子申請サービスは、時間内であればいつでも申請が可能です。なお、電子入札システムとは別システムですので、I Cカードは必要ありません。ふじのくに電子申請サービスに関する情報及び申請方法のマニュアル等は、静岡県交通基盤部ホームページ内「建設業のひろば」に掲載しております。

【静岡県公式ホームページのトップページから、

「テーマから探す」→「まちづくり・県土づくり」→「公共工事」→「建設業のひろば」→

「入札参加資格申請・変更手続き」→建設工事「令和7・8年度建設工事入札参加資格定期申請の御案内】

URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kokyokoji/kensetsu/1003481/1003483/1028911.html>

＜電子申請の場合の留意点＞

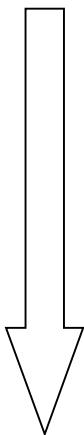
- ① 電子申請を行う「ふじのくに電子申請サービス」のURLは以下のとおりです。

<https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/>

- ② 初回のみ（過去にふじのくに電子申請サービスを利用したことがなく、利用者IDを保有していない場合）、トップメニュー上にある「利用者登録」より利用者登録を行ってください。
(昨年度以前にふじのくに電子申請サービスにより入札参加資格申請手続を行った場合、同じID・パスワードを使用できます。建設工事、維持管理業務ともに同一ID・パスワードで申請可能です。)
- ③ 行政書士等が代理で申請行為を行う場合は、代理申請者自身が利用者IDを取得してください。
- ④ 紙申請と異なり、県庁へ出向く必要はありませんが、申請書及び添付書類を後日郵送していただきます。

2 電子申請の流れ

① 利用者情報登録



電子申請サービスで使用する「ID・パスワード」の発行請求手続きです。
インターネットでふじのくに電子申請サービスにアクセスしてください。

ID・パスワードを取得したことがない場合

⇒「利用者登録」→必要事項入力→「登録」

ID・パスワード取得済みの場合

⇒「利用者情報」で登録内容確認

- 「登録内容に変更がある場合」→修正入力→「情報を変更する」→「③添付書類等の準備」へ

- 「登録内容に変更がない場合」→修正不要→「③添付書類等の準備」へ

② ID・パスワードの発行



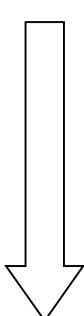
申請者宛て（ID取得時のメールアドレス宛て）にURLを記載したメールが送信されますので、そのURLにアクセスし、利用者登録を完了させてください。

③ 添付書類等の準備



⑦添付書類等の郵送に備えて、書類の準備をお願いします。

④ 電子申請

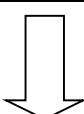


インターネットで電子申請サービスにアクセスし、トップメニューの「手続き申込」から、「建設工事」等のワードで検索をし、「令和7・8年度入札参加資格定期申請（建設工事）」を選び、申請内容を入力し、送信してください。

(受付期間) 令和6年11月11日～令和6年12月24日

上記期間中であれば、土日夜間等でも申請入力できますが、問い合わせには対応しかねますので、平日の8:30～16:30の入力を御検討ください。

⑤ 申込完了通知メールの送付



電子申請入力後、「申込完了通知メール」が自動で送信されます。その後、職員が申請内容を簡易的に審査し、不備がなければ「受理通知メール」を電子メールでお知らせします。

⑥ 受理通知メールの送付



次ページ以降の案内記載の必要書類及び電子メールを御確認の上、建設業課宛てに提出書類を郵送してください。

なお、電子申請サービスから出力する郵送書類は、必ず当課からの「受理通知メール」を受け取った後に印刷してください。

申請内容に対し、補正等の指示があった場合は速やかに対応してください。
(電子申請を受理した後にも、郵送書類等の追加送付依頼等、別途対応を依頼することがありますので、御注意ください。)

審査合格者には「合格メール」を送付します。（令和7年3月上旬頃を予定）

⑧ 合格メールの受取

令和7年3月下旬頃に、県ホームページ「建設業のひろば」に入札参加資格者名簿を掲載します。**今回から、資格認定通知の発行はありません。**

入札参加資格者名簿への登載

【お願い】上記の期間でどなたでも申請できますが、システムへの負荷を分散するため、下表のとおり、標準的な入力期間を指定しますので御協力をお願いします。

区分	指定入力期間
令和5年6月～9月決算の業者	令和6年11月11日 ～11月20日
令和5年10月 ～令和6年1月決算の業者	令和6年11月21日 ～11月30日
令和6年2月～4月決算の業者	令和6年12月1日 ～12月10日
令和6年5月～7月決算及び その他の業者	令和6年12月11日 ～12月20日
予備日	令和6年12月21日 ～12月24日

3 電子申請サービス入力項目及び郵送書類等

①入力項目

入力項目	摘要
1 本社	電子申請サービス画面に従って入力
2 委任先営業所	電子申請サービス画面に従って入力 ※県外業者で、かつ、静岡県との契約締結権限を営業所長等に委任する場合のみ内容入力。委任する工事業種は4の資格申請業種で入力。
3 代理人情報	電子申請サービス画面に従って入力 ※行政書士等の者が代理申請する場合のみ内容入力
4 資格申請業種	電子申請サービスに従って入力

②郵送書類等（書類の送付については、静岡県から書類郵送の依頼メール（受理通知メール）が届いた後に行ってください。）

※様式の入手方法は、11ページの「5 様式のダウンロード」を参照

郵送書類	提出対象者	摘要
1 入札参加資格審査申請書	全業者	受理通知メール受け取り後、電子申請サービスから印刷し、申請日を記入 <印刷方法> ふじのくに電子申請サービスログイン→申込内容照会→申し込んだ手続の「詳細」をクリック→ページ最下部の「PDFファイルを出力する」をクリック→印刷
2 申込内容印刷：申込詳細	全業者	受理通知メール受け取り後、電子申請サービスから印刷 <印刷方法> ふじのくに電子申請サービスログイン→申込内容照会→申し込んだ手続の「詳細」をクリック→申込内容右上の「申込内容印刷」をクリック→印刷
3 工事経歴書	全業者	様式6（1業種につき主なもの10件以内）

4 年間委任状（原本）	県外業者で、かつ、静岡県との請負契約に関する権限等を営業所長等に委任する場合のみ	様式任意（参考様式あり） （「営業所」は、建設業法上の営業所とされていることが必要です。） 委任期間は必ず記入（通常は「令和7年4月1日から令和9年3月31日」まで）
5 納税証明書 (写し可、申請日以前3か月以内のもの)		県内知事許可業者は提出不要 (経営事項審査時に完納している場合)
① 静岡県税納税証明書	・県内大臣許可業者 ・県外業者（静岡県内に営業所等がある場合）	県財務事務所で交付。個人の場合は個人事業税、法人の場合は法人県民税及び法人事業税について完納していることの証明書。
② 消費税及び地方消費税の納税証明書	・県内大臣許可業者 ・県外業者	所轄の税務署で交付。完納していることの証明書（その3、その3の2又はその3の3）。
6 ISO9000 シリーズの認証取得を証する書類（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	認証内容が建設工事に関わるものに限る。 令和6年12月31日が有効期間内のもの
7 ISO14001 の認定取得を証する書類（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	令和6年12月31日が有効期間内のもの
8 エコアクション21の登録を証する書類（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	令和6年12月31日が有効期間内のもの
9 建設業労働災害防止協会の加入を証する書類（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	加入証明書又は令和6年度会費の納入を証する書類等（必ずどちらかを提出）
10 静岡県優秀施工者表彰の表彰状（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	過去（平成4年度の表彰制度創設以降）に当該表彰を受賞し、かつ申請日時点での在籍している者のもの
11 建設マスター（優秀施工者国土交通大臣（建設大臣）顕彰）の顕彰状（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	過去（平成4年度の表彰制度創設以降）に当該顕彰を受賞し、かつ申請日時点での在籍している者のもの
12 技能マイスターの認定証（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	申請日時点での在籍している者のもの
13 1級有資格者確認票	土木一式、建築一式のいずれか又は双方を申請する場合は提出	様式7 申請日時点での在籍する土木関係、建築関係の1級有資格者を記載（土木ー5人まで、建築ー2人まで） ※記載した者の資格取得を証する書類の写しを添付すること（資格合格認定書又は経営事項審査申請書中の受付印入りの別紙二（技術職員名簿）等） ◎申請後、採用・退職・新たに資格を取得した等により、記載内容に変更があった場合は、令和7年1月29日までに建設業課へ連絡すること

14 監理技術者資格者証（写し）及び監理技術者講習修了を証するもの（写し） ※監理技術者資格者証の裏面が修了証となる場合あり。	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・監理技術者 1 名につき、資格者証と講習修了証明を一組として添付すること ・10 名以上所属する場合、10 名分まで提出（11 名以上は加点対象外） ・資格者証明・講習修了証明は令和 6 年 12 月 31 日が有効期間内であるもので申請者に所属することが確認できること <p>◎申請後、採用・退職・新たに資格を取得した等により、申請人数に変更があつた場合は、令和 7 年 1 月 29 日までに建設業課へ連絡すること</p>
15 企業再編に伴う建設工事施工実績引継ぎ報告書	静岡県建設工事入札参加資格者から合併、営業譲渡等により建設工事業に係る事業を継承した場合のみ	<p>様式 1－5 ※記載対象工事がない場合は提出不要</p>
16 消防団協力事業所表示制度認定証明書（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	市町にて交付
17 建設機械の保有及びリースを証する書類（写し） ※リースの場合は、リース期間が 1 年 7 か月を超える場合、令和 6 年 12 月 31 日を契約期間に含む場合のみ	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、静岡県交通基盤部各機関と災害時における応急対策業務に関する協定を締結している場合のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・保有する建設機械 1 台につき、売買契約書等の写し及び特定自主検査記録表（定期検査の有効期限が切れていないこと。）等の写しを一組として添付すること <p>※提出書類は経営事項審査における建設機械の所有及びリース台数の提示書類に準ずるものとする。（令和 6 年度経営事項審査申請要領等参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大で 10 台分まで <p>※対象機械：ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、高所作業車、締固め用機械、解体用機械、土砂を運搬する貨物自動車（ダンプ車）及び移動式クレーン</p>
18 不当要求防止責任者講習を受講したことを証する書類（不当要求防止責任者講習受講修了書等）（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの間に講習を受講していること ・入札参加資格の申請者と講習受講者の所属事業所が同一であること
19 建設キャリアアップシステムの事業者登録を証する書類	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の①～③のいずれかの書類を提出（原則、①の書類とする。） <p>①事業者ログイン画面の写し ②事業者登録完了のお知らせ（ハガキ） ③事業者登録の完了メールの写し</p>
20 若手技術者配置確認通知書（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県が発注した工事で、令和 5 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までに完成し、若手技術者配置確認通知書を交付されていること（詳細は若手技術者育成入札実施要領参照）

21 小規模修繕等業務委託の契約書（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県発注の小規模修繕等業務委託を受注し、令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間に業務を完遂していること ・想定業務は以下のとおり 道路維持修繕、道路雪氷対策、道路照明施設修繕、舗装補修、冠水対応、河川維持修繕、公共物（水門、トンネル）等の保守点検業務 <p>※業務の完遂状況については、建設業課で確認します。</p>
22 パートナーシップ構築宣言登録企業であることを証する書類	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年12月31日までに、「パートナーシップ構築宣言ポータルサイト」上の登録企業リストに、企業名及び宣言文が掲載されていること ・「パートナーシップ構築宣言ポータルサイト」上の登録企業リストのページで、「企業名で検索」をクリックし、自社名を入力の上検索した結果のページを印刷して提出
23 誓約書（原本）	全業者	様式8
24 法人番号確認書類（写し）	法人のみ	法人番号指定通知書、国税庁法人番号公表サイトの画面印刷など申請者の法人番号が確認できる書類

※「県内業者」… 主たる営業所（本社）が静岡県内に所在する者

「県外業者」… 主たる営業所（本社）が静岡県外に所在する者

※ 建設業労働災害防止協会静岡県支部団体会員に属する業者については、同支部個別会員に準じて取扱いをする。

4 書類の郵送先

〒420-8601

静岡県静岡市葵区追手町9-6

静岡県交通基盤部建設経済局建設業課 宛て

※郵送封筒表面に朱書きで「**入札参加資格申請提出書類 在中**」と記載してください。

※併せて、土木施設維持管理業務の入札参加資格申請を行う方は、土木施設維持管理業務の申請書類も同一封の上、郵送してください。

5 入札参加資格ヘルプデスクの御案内

申請方法、申請書類等分からないことがありましたら、入札参加資格ヘルプデスクへお尋ねください。
なお、電話が集中し繋がりにくいことがあります。そのときは少し時間をおいてからお掛け直しください。
メールでの御質問もお受けしております。

・開設期間 令和6年11月11日～令和7年2月26日（土・日・祝を除く。）

8:30～12:00 13:00～16:30

・閉鎖期間 令和6年12月27日～令和7年1月6日、

令和7年1月15日正午～令和7年1月20日午後1時

・電話番号 054-221-2853

6 その他

- 申請内容（添付書類を含む。）に虚偽があった場合は、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項に基づく、入札参加資格停止措置をとる場合があるので注意してください。
- 今回の令和7・8年度建設工事入札参加資格定期申請からは、有効な経営規模評価の審査基準日の見直しを行い、「審査基準日が、令和5年6月1日以降のもので、かつ、令和6年12月31日までに総合評定値通知書が発行されているもの。」を有効とし、その経営事項審査結果を総合点数算出に使用します。なお、該当の経営事項審査の総合評定値通知書が複数ある場合は、そのうち最新のものを有効とします。
ただし、これまで審査基準日が8月又は9月で、翌年の1月や2月に総合評定値通知書が発行されていた方については、今回の令和7・8年度建設工事入札参加資格定期申請に限り、令和7年1月末までに受審した経営事項審査の総合評定値通知書を使用可能とします。
この特別措置は、今回の定期申請に限り、かつ、入札参加資格申請時に「特別措置を希望する」旨、回答いただいた方にのみ適用しますので、御留意ください。特別措置を希望するかどうかについては、電子申請サービスの申請情報入力画面冒頭に、「特別措置希望の有無」という設問がありますので、そちらで回答をお願いします。

↓参考：電子申請サービス入力画面

建設工事 入札参加資格申請

特別措置希望の有無		
今回の令和7・8年度建設工事入札参加資格定期申請からは、有効な経営規模評価の審査基準日の見直しを行い、「審査基準日が、令和5年6月1日以降のもので、かつ、令和6年12月31日までに総合評定値通知書が発行されているもの。」を有効とし、その経営事項審査結果を総合点数算出に使用します。 ※該当の経営事項審査の総合評定値通知書が複数ある場合は、そのうち最新のものが有効。 ただし、これまで審査基準日が8月又は9月で、翌年の1月や2月に総合評定値通知書が発行されていた方については、今回の令和7・8年度建設工事入札参加資格定期申請に限り、令和7年1月末までに受審した経営事項審査の総合評定値通知書を使用可能とする、特別措置を実施します。 特別措置を希望するかどうかについて、以下の選択肢により御回答ください。		
特別措置希望の有無	<input checked="" type="radio"/> 希望する <input type="radio"/> 希望しない	選択解除

紙申請

1 紙申請の概要

紙による申請は、申請書類（紙様式）の提出による対面審査となります。提出書類等を受付会場まで持参していただき審査をします。なお、紙申請会場は、静岡県庁のみとなります。書類は静岡県の独自様式となり、申請書類はすべて静岡県ホームページからダウンロードしてください。（様式の入手方法は、12ページ「5 様式のダウンロード」参照）

＜紙申請となる申請者＞

- ① 経営建設工事共同企業体
- ② 事業協同組合
- ③ 経営事項審査の結果通知書において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入欄について「無」があるが、事業所単位で加入している方、若しくは結果通知書の受領後に加

入又は適用除外になった方

- ④ 事情により電子申請ができなかつた方（電子申請トラブル等）

2 紙申請の受付日程

令和7年1月20日（月）～令和7年1月24日（金）のうちで日時と会場を指定します。先着順で受付を行いますので混雑が予想され、お待ちいただくことがありますが、あらかじめ御了承ください。

（特に受付開始直後の時間帯は混雑しますので、来場時間の分散に御協力ください。）

また、会場の駐車場に限りがありますので、可能な限り公共交通機関を御利用ください。

（受付時間） 8：30～11：30、13：00～15：30

3 受付指定日時及び場所

共同企業体及び事業協同組合の方等、指定する者の申請を除き、電子申請を原則とします。そのため、紙申請の会場を県庁会場のみとしますので、御留意ください。

申請の集中を避けるため、地区及び決算期ごとに指定時間を設けて受付を行いますが、事情により指定日時に申請できない場合には、他の受付日時・受付場所にお越しください（連絡不要）。

また、「建設工事」と「土木施設維持管理業務」の入札参加資格申請を併せて提出する場合は、必ず一緒に（同時）に提出してください。

＜受付指定日程＞

受付年月日	受付会場	受付の対象業者
令和7年1月20日（月）	静岡県庁 別館9階第2会議室	県内業者（下田、熱海、沼津、富士土木管内） 午前（1～6月決算）、午後（7～12月決算）
1月21日（火）	静岡県庁 別館9階第2会議室	県内業者（静岡、島田、袋井、浜松土木管内） 午前（1～6月決算）、午後（7～12月決算）
1月22日（水）	静岡県庁 別館9階第2会議室	県外業者（3月決算のみ）、 共同企業体（経常）、事業協同組合
1月23日（木）	静岡県庁 別館9階第2会議室	県外業者（1～2月決算及び4～12月決算）、 共同企業体（経常）、事業協同組合
1月24日（金）	静岡県庁 別館9階第2会議室	予備日

4 提出書類及び部数

静岡県の独自様式を使用し、申請者控えを含め2部提出してください。

また、経営規模等評価（経審）申請書の控え（受付印があるもの、写し可）、及び、筆記用具、訂正用印鑑（持参される方の印鑑で可。書類を訂正する場合に使用。）を持参してください。

提出書類	提出対象者	摘要
1 入札参加資格審査申請書	全業者	様式1－1
2 総括票A	全業者	様式2－1A
3 営業所一覧表	県外業者で、かつ、静岡県との請負契約に関する権限等を営業所長等に委任する場合のみ	様式5 ※「営業所」は、建設業法上の営業所とされていることが必要です。
4 工事経歴書	全業者	様式6（1業種につき主なもの10件以内）

5 経営事項審査（経審）の総合評定値通知書の写し	全業者	審査基準日が令和5年6月1日以降のもので、かつ、令和6年12月31日までに総合評定値通知書が発行されているもの。 ※これまで審査基準日が8月又は9月で、翌年の1月や2月に総合評定値通知書が発行されていた方については、今回の令和7・8年度建設工事入札参加資格定期申請に限り、令和7年1月末までに受審した経営事項審査の総合評定値通知書を使用可能とする、特別措置を実施します。紙申請の方で特別措置を希望される場合、令和6年12月中に、建設業課まで御相談ください。
6 年間委任状（原本）	県外業者で、かつ、静岡県との請負契約に関する権限等を営業所長等に委任する場合のみ	様式任意 ※「営業所」は、建設業法上の営業所とされていることが必要です。 委任期間は必ず記入（通常は「令和7年4月1日から令和9年3月31日」まで）
7 納税証明書（写し可） (写し可、申請日以前3か月以内のもの)		◎ 県内知事許可業者は提出不要 (経営事項審査時に完納している場合)
①静岡県税納税証明書	・県内大臣許可業者 ・県外業者（静岡県内に営業所等がある場合）	県財務事務所で交付。個人の場合は個人事業税、法人の場合は法人県民税及び法人事業税について、完納していることの証明書。
②消費税及び地方消費税の納税証明書	・県内大臣許可業者 ・県外業者	所管の税務署で交付。完納していることの証明書（その3、その3の2又はその3の3）。
8 ISO9000 シリーズの認証取得を証する書類（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	認証内容が建設工事に関わるものに限る。令和6年12月31日が有効期間内のもの
9 ISO14001 の認定取得を証する書類（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	令和6年12月31日が有効期間内のもの
10 エコアクション21の登録を証する書類（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	令和6年12月31日が有効期間内のもの
11 建設業労働災害防止協会の加入を証する書類（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	加入証明書又は令和6年度会費の納入を証する書類等（必ずどちらかを提出）
12 静岡県優秀施工者表彰の表彰状（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	過去（平成4年度の表彰制度創設以降）に当該表彰を受賞し、かつ申請日時点で在籍している者のもの
13 建設マスター（優秀施工者国土交通大臣（建設大臣）顕彰）の顕彰状（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	過去（平成4年度の表彰制度創設以降）に当該顕彰を受賞し、かつ申請日時点で在籍している者のもの

14 技能マイスターの認定証（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	申請日時点在籍している者のもの
15 1級有資格者確認票	土木一式、建築一式のいずれか又は双方を申請する場合は提出	様式7 申請日時点在籍する土木関係、建築関係の1級有資格者を記載（土木－5人まで、建築－2人まで） ※記載した者の資格取得を証する書類の写しを添付すること（資格合格認定書又は経営事項審査申請書中の受付印入りの別紙二（技術職員名簿）等）
16 監理技術者資格者証（写し）及び監理技術者講習修了を証するもの（写し） ※監理技術者資格者証の裏面が修了証となる場合あり。	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	・監理技術者1名につき、資格者証と講習修了証明を一組として添付すること ・10名以上所属する場合は、10名分を提出（11名以上は加点対象外） ・資格者証明・講習修了証明は令和6年12月31日が有効期間内であるもので申請者に所属することが確認できること
17 企業再編に伴う建設工事施工実績引継ぎ報告書	静岡県建設工事入札参加資格者から合併、営業譲渡等により建設工事業に係る事業を継承した場合のみ	様式1－5 ※記載対象工事がない場合は提出不要
18 消防団協力事業所表示制度認定証明書（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	市町にて交付
19 建設機械の保有及びリースを証する書類（写し） ※リースの場合は、リース期間が1年7か月を超える、令和6年12月31日を契約期間に含む場合のみ	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、静岡県交通基盤部各機関と災害時における応急対策業務に関する協定を締結している場合のみ	・保有する建設機械1台につき、売買契約書等の写し及び特定自主検査記録表（定期検査の有効期間が切れていないこと）等の写しを一組として添付すること ※提出書類は経営事項審査における建設機械の所有及びリース台数の提示書類に準ずるものとする。（令和6年度経営事項審査申請要領等参照） ・最大で10台分まで ※対象機械：ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターフレーダー、高所作業車、締固め用機械、解体用機械、土砂を運搬する貨物自動車（ダンプ車）及び移動式クレーン
20 不当要求防止責任者講習を受講したことを証する書類（不当要求防止責任者講習受講修了書等）（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	・令和4年1月1日から令和6年12月31日までの間に講習を受講していること ・入札参加資格の申請者と講習受講者の所属事業所が同一であること
21 建設キャリアアップシステムの事業者登録を証する書類	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	・以下の①～③のいずれかの書類を提出（原則、①の書類とする） ①事業者ログイン画面の写し ②事業者登録完了のお知らせ（ハガキ） ③事業者登録の完了メールの写し

22 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入を証する書類（写し）	経営事項審査結果通知書において、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」及び「雇用保険加入の有無」欄について「無」がある場合のみ	下記別表を参照 審査基準日後に加入した場合
23 適用除外に関する誓約書		様式9 審査基準日後に適用除外となった場合
24 若手技術者配置確認通知書（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	・静岡県が発注した工事で、令和5年1月1日から令和6年12月31日までに完成し、若手技術者配置確認通知書を交付されていること（詳細は若手技術者育成入札実施要領参照）
25 小規模修繕等業務委託の契約書（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	・静岡県発注の小規模修繕等業務委託を受注し、令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間に業務を完遂していること ・想定業務は以下のとおり 道路維持修繕、道路雪氷対策、道路照明施設修繕、舗装補修、冠水対応、河川維持修繕、公共物（水門、トンネル）等の保守点検業務 ※業務の完遂状況については、建設業課で確認します。
26 パートナーシップ構築宣言登録企業であることを証する書類	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	・令和6年12月31日までに、「パートナーシップ構築宣言ポータルサイト」上の登録企業リストに、企業名及び宣言文が掲載されていること ・「パートナーシップ構築宣言ポータルサイト」上の登録企業リストのページで、「企業名で検索」をクリックし、自社名を入力の上検索した結果のページを印刷して提出
27 誓約書（原本）	全業者	様式8
28 法人番号確認書類（写し）	法人のみ	法人番号指定通知書、国税庁法人番号公表サイトの画面印刷など申請者の法人番号が確認できる書類

※「県内業者」…主たる営業所（本社）が静岡県内に所在する者

「県外業者」…主たる営業所（本社）が静岡県外に所在する者

※建設業労働災害防止協会静岡県支部団体会員に属する業者については、同支部個別会員に準じて取扱いする。

＜別表 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入を証する書類＞

区分	提出書類	摘要
(1)「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄について「無」である場合	下記のいずれかの書類 ・直近1か月分の健康保険及び厚生年金保険の領収書（写し） ・社会保険料納入証明書（写し） ・健康保険・厚生年金保険新規適用届（写し）	建設国保加入者は厚生年金保険の領収書（写し）を提出すること

(2) 「雇用保険加入の有無」欄について「無」である場合	労働保険概算・確定保険料申告書（控）（写し）及び直近の雇用保険料の領収書（写し）	労働保険事務組合の加入者は期別納付額が記された納入通知書（写し）を提出すること
------------------------------	--	---

5 様式のダウンロード

様式は、静岡県ホームページからダウンロードできます。アクセス方法は以下のとおりです。

- トップページから、「目的から探す」→「申請書ダウンロード」→「交通基盤部」→「建設経済局建設業課」→「令和7・8年度定期申請用（建設工事）入札参加資格申請書等」
<http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/06?openview&count=10000>

6 その他

- ・申請内容（添付書類を含む。）に虚偽があった場合は、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項に基づく、入札参加資格停止措置をとる場合があるので注意してください。

静岡県復旧・復興建設工事共同企業体について

静岡県では、想定される東海地震又は南海トラフ巨大地震等の大規模地震災害が発生し、本県のほか、本県を含む広域の区域において被害を受けた際、その復旧・復興建設工事の迅速かつ適正な施工を確保し、本県の建設企業が、地域における雇用の確保を図りつつ、被災地域外の建設企業と連携し、復旧・復興建設工事の施工体制を確保することを目的として、平成28年度から「復旧・復興建設工事共同企業体」の入札参加資格認定を下記のとおり行っております。

入札参加資格申請者の皆様におかれましては、趣旨を御理解の上、復旧・復興建設工事共同企業体の結成につきまして御検討をお願いします。

静岡県復旧・復興建設工事共同企業体入札参加資格申請の概要

- 1 構成員数 2者又は3者
- 2 構成員の組合せ（次の全てを満たすこと）
 - (1) 代表の構成員が、静岡県内に主たる営業所を有する者であること。
 - (2) 登録業種について、静岡県建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者の組合せであること。
 - (3) 同一等級の者の組合せであること。
- 3 申請時期 申請は随時申請のみです。
- 4 資格の有効期間 （令和7、8年度中に申請の場合）令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

＜問合せ先＞

〒420-8601

静岡県静岡市葵区追手町9-6

静岡県交通基盤部建設経済局建設業課

TEL 054-221-2853 (11月11日以降)

054-221-3059 (11月8日まで)

FAX 054-221-3562

E-mail:kensetsusanka@pref.shizuoka.lg.jp